

見附市告示第102号

見附市消雪施設整備実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年6月4日

見附市長 稲田 亮

見附市消雪施設整備実施要綱の一部を改正する要綱

見附市消雪施設整備実施要綱（平成26年見附市告示第7号）の一部を次のように改正する。

第7条に次の1号を加える。

（5） 井戸の長寿命化（2重ケーシング）に要する工事費

第8条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 前条第5号の井戸の長寿命化（2重ケーシング）に要する工事費に係る補助金の率は、工事費の3分の1とする。

第10条中「及び第4号」を「、第4号及び第5号」に、「第9条第1号」を「前条第1号」に改める。

第12条中「第10条及び第11条」を「前2条」に改める。

様式第1号から様式第3号まで及び様式第6号中

「

氏名 ㊞

」を

「

氏名

（代表者が自署しない場合は押印すること）

」に、

様式第8号中

「

代表者氏名 ㊞

」を

「

代表者氏名

(代表者が自署しない場合は押印すること)

」に改める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。